



### 自治基本条例通信(第5回)

白河市自治基本条例を考える市民会議活動中!

白河市自治基本条例を考える市民会議活動中/自治基本条例Q&A/自治基本条例キーワード紹介



▲第3回市民会議の様子

**■白河市自治基本条例を考える市民会議活動中!②**  
 8月8日・22日に、白河市自治基本条例を考える市民会議(以下、市民会議)の第3回および第4回が開催されました。  
 第3回の会議では、第2回に引き続き市民会議の座長である、福島大学行政政策学類清水晶紀先生から自治基本条例の基本について学び、「自治基本条例に期待することや盛り込みたい内容」についてグループごとにまとめを行った後、発表を行いました。  
 第4回では「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」市民と行政のキャッチボールを実現するために」と題して「市民と行政との

つながり(参加(画)、連携、協力)の場面や現状「それぞれの場面での課題や問題点」などについて検討を始めました。  
 ※市民会議の資料や会議録は市ホームページに掲載されています。ぜひご覧ください。  
**■自治基本条例Q&A(第4回)**  
**Q** 市民会議では、条例素案の策定に向けて、具体的にどのように検討を進めているの？  
**A** 自治基本条例の主旨を踏まえ、次の4つの項目の検討をもとに、条例素案の策定を進めていきます。また、その中で、さらに検討すべき事項が出てきた場合には、追加していく予定です。  
**検討項目①** 自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容  
**検討項目②** 市民参画と協働によるまちづくりに必要なことと市民と行政のキャッチボールを実現するために  
**検討項目③** 白河市のまちづくりの主体とその役割・責務

まちづくりの主人公とは？  
**検討項目④** 白河市のまちづくりを進めていくためにルール化すべきことは？白河市のまちづくりの基本ルールを考えよう  
**■自治基本条例キーワード紹介(第3回)**  
 ●市民参加(画)  
 まちづくりに市民の皆さんが参加することです。地域活動や市民活動への参加から市の審議会や各種検討会議等への参加まで様々なものが含まれます。  
 ●協働  
 市民の皆さん、議会、行政(市役所)などが、それぞれ持っている情報を持ち寄って、みんなで共有することです。市民参加や協働を進める上で、非常に重要となります。  
 ●情報共有  
 市民の皆さん、議会、行政(市役所)などが、それぞれ持っている情報を持ち寄って、みんなで共有することです。市民参加や協働を進める上で、非常に重要となります。  
**■問い合わせ先**  
 本庁舎企画政策課 ☎1111  
 1 内2324

今月のお題は、「信頼される行政の推進」です。

## 情報公開・個人情報保護制度



### ■情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加をより進めていただくために、市が保有する行政情報を請求に応じて公開する制度です。

〈情報公開を請求できる方〉

- ①市内に住所がある方
- ②市内に事務所または事業所がある個人および法人、その他の団体
- ③市内の事務所または事業所に勤務する方
- ④市内の学校に通学する方
- ⑤市などが行う事務または事業に利害関係がある方

### ■個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人に関する情報を適正に管理するルールを定めるとともに、開示および訂正などを請求する権利を保障する制度です。

〈個人情報の開示を請求できる方〉

どなたでも公文書に記載されているご自身に関する個人情報の開示を請求することができます。

### ■情報公開・個人情報開示運用状況(平成22年度)

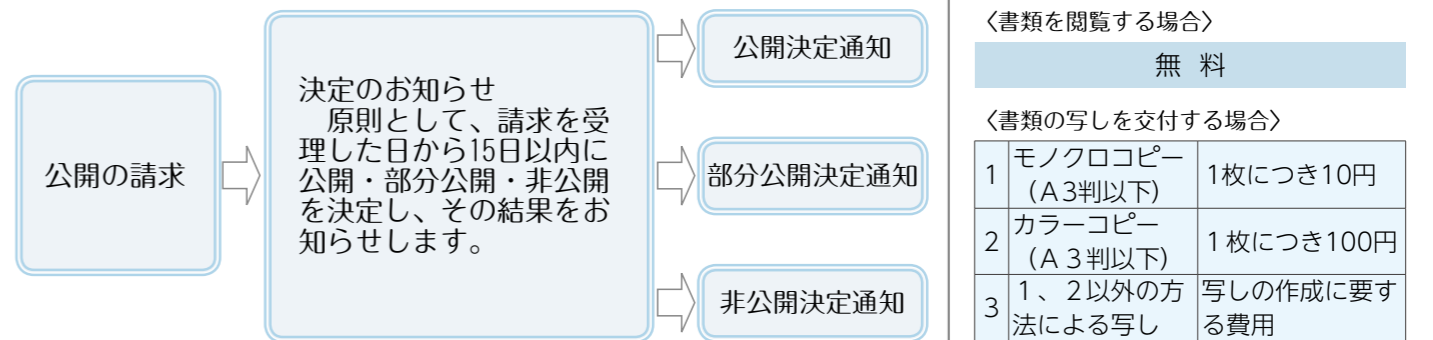
区分	請求件数	処理状況(内訳)			
		公開・開示	部分公開・部分開示	非公開・非開示	不服申立て
公文書公開	12件	5件	6件	1件	0件
個人情報開示	17件	14件	3件	0件	0件

### ■請求から公開までの流れ

公文書の公開または個人情報の開示の請求は、本庁舎総務課・各庁舎総務課で受け付けています。

また、個人情報の内容が事実でないときや本来の目的以外の利用がなされた場合は、訂正・利用停止を請求することができます。

(例) 公文書公開の流れ



※部分公開決定および非公開決定とされた方で不服がある場合は、60日以内に不服申立てをすることができます。

〈書類を閲覧する場合〉  
無 料

〈書類の写しを交付する場合〉

1	モノクロコピー (A3判以下)	1枚につき10円
2	カラーコピー (A3判以下)	1枚につき100円
3	1、2以外の方 法による写し	写しの作成に要す る費用

※郵送を希望される方は別途郵送料がかかります。

☎本庁舎総務課 ☎1111 内2312